

時系列表

年月日	原告の主張				被告らの反論			
	被告A	被告C	被告B	学校（被告さいたま市）	被告A	被告C	被告B	学校（被告さいたま市）
H15.4	クラス替えで同じクラスになる。			担任の訴外G教諭のクラスでは、給食の食べ始めの5分間は、タイマーがかかり、5分間は食べることに集中し、しゃべってはいけないことになっていた。	すべて認める。	すべて認める。	すべて認める。	否認する。給食の決まりができたのは平成15年11月である。
H15.4		給食のきまりを悪用した被告Cは、給食の時に向かい合わせの席であった原告の足を思い切り蹴ったことがあった。原告は、あまりに痛くて泣いてしまった。しかし、その5分間のきまりがあったことから、原告は担任に話すことができなかった。				否認する。		否認する。
H15.7初旬ころ		原告が前日に友人と一緒に購入した消しゴムを持ち出して、勝手に被告Cの机の上でカッターで切ったことがあった。				被告Cが、同月初め頃、原告が前日に友人と一緒に購入した消しゴムを持ち出して、勝手に被告Cの机の上でカッターで切ったことがあったことは否認する。そもそも被告Cはカッターを小学校に持参しておらず、原告の消しゴムを切るはずがない。その余の事実は否認若しくは不知。被告Cは原告の鉛筆が被告Aのズボンに入ったのは覚えている。		以下、個別のいじめ行為については、基本的に知らないし否認する。
H15.7初旬ころ	被告Cは、原告の筆箱から鉛筆を取って、被告Aと投げ合いをしていたことがあった。すると、被告Aが、その鉛筆をズボンの中に入れた。そのため、原告は、その鉛筆を気に入っていたにもかかわらず、捨てるを得なかった。	被告Cは、原告の筆箱から鉛筆を取って、被告Aと投げ合いをしていたことがあった。すると、被告Aが、その鉛筆をズボンの中に入れた。そのため、原告は、その鉛筆を気に入っていたにもかかわらず、捨てるを得なかった。			日時とはともかく（但し、5年生2学期の1回目の話し合いによりは前）、被告Aは、被告Cと原告の鉛筆を投げ合いをしていたことは認めるが（但し、何度も投げ合ったわけでない）、その余の事実にについては否認ないし不知。被告Aは当時、裾がブカッと広がっている半ズボンをはいていたところ、椅子に座っていたので、裾が膝よりも上にあがっており、被告Cが投げた原告の鉛筆が、被告Aのはいたズボンの広がった裾の部分に入ったのであり、わざとズボンの中に入れたわけでない。また、被告Aは、その鉛筆を原告に返したが、原告がゴミ箱に捨てていたと記憶している。	被告Cが、同月初め頃、原告が前日に友人と一緒に購入した消しゴムを持ち出して、勝手に被告Cの机の上でカッターで切ったことがあったことは否認する。そもそも被告Cはカッターを小学校に持参しておらず、原告の消しゴムを切るはずがない。その余の事実は否認若しくは不知。被告Cは原告の鉛筆が被告Aのズボンに入ったのは覚えている。		被告Aと被告Cが原告の鉛筆を投げ合ったこと、その鉛筆が被告Aのズボンの裾に入ったことは認め、その余は争う。

時系列表

年月日	原告の主張				被告らの反論					
	被告A	被告C	被告B	学校（被告さいたま市）	被告A	被告C	被告B	学校（被告さいたま市）		
H15. 7月中旬ころ	被告A及び被告Cは、同月中旬頃、原告の筆箱を勝手にとって投げ合いをしたことがあった。その際、筆箱のチャックが開いて中身が散らばったことがあった。原告が「拾って」と言ったら、被告Cが鉛筆を拾い原告に渡していたところ、被告Aは、突然、鉛筆の尖った芯で背中を突き刺したことがあった。	被告A及び被告Cは、同月中旬頃、原告の筆箱を勝手にとって投げ合いをしたことがあった。その際、筆箱のチャックが開いて中身が散らばったことがあった。原告が「拾って」と言ったら、被告Cが鉛筆を拾い原告に渡していたところ、被告Aは、突然、鉛筆の尖った芯で背中を突き刺したことがあった。		学校（被告さいたま市）	被告A及び被告Cは、同月中旬頃、原告の筆箱を勝手にとって投げ合いをしたことがあったことは否認する。原告の筆箱の中身が外に出たところ、原告から拾ってと言われたので、被告Aは、キャップの付いた鉛筆ならば大丈夫だろうと考え、自分の前の席に座っていた原告に向けて投げて返したところ、それが背中にあたったものであり、被告Aがわざと刺したわけではない。なお、キャップの先から出ている鉛筆の先が原告の背中にあたったものであった。	被告Cが原告の背中を鉛筆の尖った芯で突き刺したことはない。なお、被告Cは被告Aの上記の件を知らない。		被告B	学校（被告さいたま市）	被告Aが原告から拾ってといわれた鉛筆を原告に渡すため投げたところ、キャップの先から出ている鉛筆の先が原告の背中に当たるということがあったことを認め、その余は争う。
H15. 9～10	原告は、平成15年9月から10月にかけて、被告A及び被告Cを含むクラスの男子達から、お金をせびられる事件があった。原告は、班の中で一番小遣いをもらっていることが分かったことから、クラスの男子達からお金をせびられるようになったのである。 この金は、原告の実父と社会人である姉が原告宅を訪問した際に、原告に与えてくれる小遣いであった。同じ班は被告Aと被告Cしか男子はいなかったの、おそらく他の男子生徒には、被告Aと被告Cが伝えたものと思われる。原告が友人と一緒に、駄菓子屋「R」で買い物をして、代金を払おうとしたところ、被告Cが無言で商品を出してきた。原告は被告Cが怖かったので、原告は被告Cの代金を支払ってしまった。その時の金額は100円は超えていなかった。 後日、前記駄菓子屋「R」の店の階段に座って、原告は他の友人2人とブタメンという小さいカップラーメンを食べていたところ、被告Cが来て原告に「100円ちょうだい」と言った。他の男子も集まってきて、6年生も含めて、10名以上となった。大勢の男子から囲まれた原告らは怖くなって、原告の友人1人が6年生の男子に、原告は他のクラスの男子に100円を渡してしまった。 その後、原告と友人は校庭に移動したところ、被告Bが被告Aの弟とサッカーをやっていた。原告の友人の一人が「○○シュートをやって」と言ったところ、被告Bは、そのシュートをやってみせた。すると、被告Bは原告の友人に、「何かちょうだい」と言ってきた。原告の友人がガムを被告Bにあげてしまった。被告Bが原告にも「何かくれ」と言ったので、原告はやむを得なく100円を渡した。この日の出来事がきっかけで、被告A及び被告Cらは、学校であろうと放課後であろうと、原告に金を請求し続けることになった。原告は、被告A及び被告Cから、金をせびられるたびに、断った。すると、被告A及び被告Cは、にらみつけるような態度をとったり、「(原告)、ボコる」(注:「ボコる」とは、殴る、という意味)等の暴言を言った。つまり、暴行を加えるという脅かしをしたうえで、原告から金を取ったのである。			学校（被告さいたま市）	否認若しくは不知。 この点、被告Aが、被告Bと被告Aの弟の3人で、オーバーヘッドキックをしたり、壁に向かってサッカーボールを蹴っていたところ、原告と友人がやって来た。友人が被告Bに向かってオーバーヘッドやってみてと言ってきたが、被告Bは断った。すると、原告らが何かあげるからやってみてと言われ、被告Bがシュートを打ったところ上手くてきたことから、被告Bは友人はおかしを、原告は100円をもらった。その後、被告Aが原告にお金を請求し続けたことはなく、「(原告)、ボコる」等の暴言を言ったこともない。	どんな場面かは覚えていないが、被告Cが原告に対し「ボコる。」と言ったことは認めるが、その余の事実は否認若しくは不知。ただし、被告Cは、原告に金をせびったことは決してなく、上記請求原因の経緯において原告に対しボコると言ったのではない。 また、被告Cは「R」で原告からラーメン菓子をおごってあげると言われたので、ラーメン菓子を1個取ってきてレジに置いておごってもらったことがある。なお、被告Cは、原告から100円をもらった記憶はないが、母親の記憶だと、ラーメン菓子30円、ガム10円、金銭100円の合計140円を原告側に返している。	否認若しくは不知。 この点、被告Bが被告Aの弟と校庭でサッカーをやっていたところ、原告と友人がやってきた。友人が被告Bらにシュートが上手い、シュートが入ったらガムをあげると言ってきたが、断っていたところ、原告もシュートが入ったら100円あげると言い出し、シュートをして欲しい、「やって、やって」と求めてきたので、被告Aがシュートをした。そのシュートがゴールに入ったので、友人からガムを原告から100円をもらったものであり、被告Bが何か頂戴と求めたわけではない。	原告が「R」で被告Cの買い物代金を支払っていること、サッカーボールのオーバーヘッドキックに関し被告Bが友人から菓子、原告から100円をもらっていること、被告Cが原告に対し「ボコる。」といったことがあることは認めるが、その余は争う。	学校（被告さいたま市）	

時系列表

年月日	原告の主張				被告らの反論			
	被告A	被告C	被告B	学校（被告さいたま市）	被告A	被告C	被告B	学校（被告さいたま市）
H15.9	日常的な暴言。たとえば、5年の夏休みに、キリンの絵を描くか、作文を書くという課題が出された。原告は、姉と旅行に行った時に、那須サファリパークに行きキリンの写真を撮って、キリンの絵を描いた。2学期になって、原告がキリンの絵を提出したところ、被告Aが「お前がこんな上手い絵を描けるはずがないから、お母さんに手伝ってもらったんだろう」と大声で言った。	日常的な暴言	日常的な暴言	左の欄の話の聞いても担任は注意をしなかった。このように担任は、被告Bらについては、野放し状態であり、特に注意をしなかった。	否認する。 5年の夏休みに「キリン」の絵に限定した課題を出されていない。被告Aは原告がキリンの絵を描いたかどうか知らず、したがって上記請求原因記載内容を大声で言ったことはない。 なお、通常、請求原因（イ）のような出来事があれば、G先生が注意しないわけがない。	否認若しくは不知。 5年の夏休みにキリンの絵を描くか、作文を書くかという課題は出されていない。	否認若しくは不知。	知らないし争う。
H15.9以降		2学期に入ってから、被告Cが、通りすぎるたびに原告を叩くようになった。例えば、廊下の通りすぎりに被告Cは原告の頭を後ろから叩く。原告が座っている時に、被告Cが通りかかって、体ごと手で押ししたりもした。その頻度は、ほぼ毎日、頻繁に行われた。				否認する。		
H15.9	9月頃、朝のクラスの朝礼の時間に、カセットデッキで音楽係が今月の歌を流す際に、被告A及び被告Cが、その曲に合わせて、原告を叩いた。その時のたたき方が激しくて、原告は痛みに泣き出した。			左の行為について担任は、何の注意もしなかった。	9月頃、朝のクラスの朝礼の時間に、カセットデッキで音楽係が今月の歌を流す際に、被告Aが、その曲に合わせて、原告を叩いたこと、その時のたたき方が激しくて、原告は痛みに泣き出したことは否認し、その余の事実是不知。 なお、朝礼時に音楽に合わせてクラスメートのみんなが身体を動かす際に、被告Aの伸ばした手が原告に当たったことはあるが、激しく叩いたことはない。なお、朝礼時には、G先生が教室の前にいるので、請求原因に記載されているような出来事があれば、何も注意しないということはあり得ない。そんなことをするはずがない。歌の時に泣き出したことはない。	否認する。 なお、被告Cと原告は席が隣であったが、朝のクラスの朝礼時に音楽に合わせて身体を動かすことがあったが、その際、冗談で原告の身体を突ついたことはある。しかし、原告を激しく叩いたことはない。したがって原告が泣き出したということもない。なお、請求原因に記載されているような出来事があれば、G先生が何も注意しないということはあり得ない。		知らないし争う。

時系列表

年月日	原告の主張				被告らの反論			
	被告A	被告C	被告B	学校（被告さいたま市）	被告A	被告C	被告B	学校（被告さいたま市）
H15.9～		被告Cは、1学期に引き続き、毎日ように原告の机の上のものや机の中のを勝手に持ち出した。また、筆箱の中身を勝手に出したりした。				否認する。		
H15.9～		9月頃、原告は、男子トイレに原告のランドセルと体育着を被告Cに入れられた事件が発生した。原告が男子トイレからランドセルと体育着を取り出そうとしたところ、男子トイレの戸を塞がれた。原告が、男子トイレを出て、ランドセルを背負い、体育着を持っている状態で階段を下りていったところ、被告Cが階段で原告のランドセルを揺すって押したことから、原告は階段から転落してしまい右足首を捻挫した。なお、この出来事は、放課後の下校時に起きたので、原告は早退や保健室で治療をうけるなどの事実はない。		原告の母親は、担任に電話で話をしたところ、担任は注意をするということであった。		否認する。 確かにランドセルの事件はあったが、被告Cがやったことではない。また、被告Cが男子トイレの戸を塞いだこともない。その後、G先生から被告Cが注意されたこともない。		知らないし争う。

時系列表

年月日	原告の主張				被告らの反論			
	被告A	被告C	被告B	学校（被告さいたま市）	被告A	被告C	被告B	学校（被告さいたま市）
H15.10中旬				<p>原告は、平成15年10月半ば頃、突然、母親に対して初めて被告A及び被告Cからいじめを受けていることを告白した。さらに、原告は、被告A及び被告Cからの金員の請求に対して、いよいよ金を作ることができなくなったため、母親に被告A及び被告Cから恐喝行為を受けていることを告白した。原告の母親は、原告からの告白を受けて、担任に電話を入れて、原告が告白した内容を告げた。すると、担任は、土曜日であるにもかかわらず、さいたま市長を除く被告ら関係者を集めた。全体10人程度であった。学校側は、教頭及びG教諭のみが出席した。その場には、原告は怖かったので出席できなかったため、原告の母親と原告の姉が代わりに出席した。当初、被告らは、金を取ったことについて「（原告）さんからもらった」と開き直ってしまい、原告がいけないと事実確認ができないということで散会となった。ただし、金は返してもらおうことになった。その後、被告A及び被告Cとそれぞれの母親が残ってもらって、校長室で今まで母親が聞きたいじめの内容を告げ、話し合いをしたがまとまらなかったので、後日再度原告を入れて話し合いをすることにした。</p>	<p>学校で話し合いの場を持ったこと、学校側は教頭及びG教諭が出席したこと、原告の母親と姉が出席したこと、原告の話を聞く必要があるということ終了したこと、その後、被告A及び被告Cとそれぞれの母親が残り、校長室で今まで母親が聞いた原告の話の内容を告げたが、原告がいけないので、後日再度原告を入れて話し合いをすることにしたことは認め、その余の事実は否認若しくは不知。</p> <p>第1回目の話し合いでは、原告の母親から、被告Aのやったとされる1つ、1つの行為を確認されたが、被告Aは原告からあげると言われてもらったものであると答えた。</p>	<p>学校で話し合いの場を持ったこと、学校側は教頭及びG教諭が出席したこと、原告の母親と姉が出席したこと、原告の話を聞く必要があるということ終了したこと、その後、被告A及び被告Cとそれぞれの母親が残り、校長室で今まで母親が聞いた原告の話の内容を告げたが、原告がいけないので、後日再度原告を入れて話し合いをすることにしたことは認め、その余の事実は否認若しくは不知。</p> <p>1回目の話し合いは5年生の2学期に入ってからであったと記憶しているが、男子生徒は、C、A、Bの他、P君、Q君の5人、女子生徒は、原告の他に、Mさん、Kさんの3人と各生徒の母親、教頭、担任のG先生、原告の姉が出席した。その場で、被告Cは原告からお菓子を買ってもらったと話している。</p> <p>その後、被告Cと母親は原告から指名されて、学校に残ることになったが、その場では、話し合いというよりも、被告Cが原告にしたとされる行為を一方的に言われる形となった。なお、被告Cの母親の記憶によると、この日、原告側に140円渡している。</p>	<p>学校で話し合いの場を持ったこと、学校側は教頭及びG教諭が出席したこと、原告の母親と姉が出席したこと、原告の話を聞く必要があるということ終了したことは認め、その余の事実は否認若しくは不知。</p> <p>学校での話し合いは10月11日に実施され、前述の校庭におけるサッカー（シュート）の話になり、被告Bはシュートをして欲しいとせがまれたことを話したところ、当日の話し合いに出席していた友人が「シュートをして欲しい」と頼んで、ガムをあげた。」と経過を話した。後日、被告Bは、直接、原告に100円返した。</p>	<p>10月17日にGが原告から2000円以上お金をあげてしまい、さらにお金をあげなければならず困っていると相談を受ける。同月19日、子供、保護者、教師を交えた話し合いがあった。</p>

時系列表

年月日	原告の主張				被告らの反論			
	被告A	被告C	被告B	学校（被告さいたま市）	被告A	被告C	被告B	学校（被告さいたま市）
H15.10中旬				<p>日を改めて、原告とともに母親は、被告A及び被告Cらと2度目の話し合いに臨んだ。学校側からは、教頭、担任及び訴外U教諭が出席した。放課後4時30分頃から9時まで時間がかかった。この時の話し合いでは、原告から詳細にいじめの事実を告げられたことから、被告A及び被告Cは、否定できなくなり、いじめの事実を全て認めた。</p> <p>原告の母親は、先の土曜日に呼び出された他の生徒と親たちに、真相を知ってもらいたくて、彼らとの再度の話し合いを提案した。担任は、当初は渋っていたが、結局は、再度他の生徒と親たちを呼び出してくれた。</p> <p>再度の話し合いの日、被告A及び被告Cとの話を原告の母親が説明をし、話し合いをしている最中に、被告Bが勝手に帰って行った。被告Bの母親は残った。</p> <p>教頭が司会を務めており、原告の母親の説明に対して、集まった生徒と親たちに質問を求めたところ、何も質問がなかった。</p>	<p>日を改めて、原告と母親は、被告A及び被告Cらと2度目の話し合いに臨んだこと、学校側からは、教頭、担任及び訴外U教諭が出席したこと、放課後4時30分頃から（被告Aの記憶では放課後5時頃から）9時まで時間がかかったことは認め、また、この時の話し合いで、原告から事実が告げられたことは認め、その余の事実については否認若しくは不知。</p> <p>なお、訴状P7の5行目からの事実については、被告Aの出席していない話し合いである。</p>	<p>日を改めて、原告と母親は、被告A及び被告Cらと2度目の話し合いに臨んだこと、学校側からは、教頭、担任及び訴外U教諭が出席したこと、放課後4時30分頃から9時（被告Cの記憶だと午後10時頃）まで時間がかかったことは認め、また、この時の話し合いで、原告から事実が告げられたことは認め、その余の事実については否認若しくは不知。</p> <p>なお、訴状P7の5行目からの事実については、被告Cの出席していない話し合いである。話し合いは2回あったが、2回目の話し合いは1回目の話し合いの2～3日後であったと記憶している。</p>	<p>日を改めての話し合いについては被告Bは出席していないので不知であり、訴状P7の5行目からの話し合いについては、他の生徒たち（被告B以外の生徒も出席している）と親が呼び出されたことは認め、その余の事実については否認する。</p> <p>被告Bが関わる二度目の話し合いは「今後のために親同士が気持ちよく付き合う目的」で10月25日に行われたが、一方的な話し合いとなり、ある生徒の母親が「学校の対応がおかしい」と言ったり、原告が何千円も学校に持って来ないように学校側に指導して欲しいと求めており、何ら発言がなかったわけではない。</p>	
H15.10下旬以降	上記のような話し合いがなされたにもかかわらず、被告Bらのいじめは止まなかった。被告Bらの暴言は激しくなり、原告は、ほとんど毎日学校で被告Bらに泣かされて家に帰り、部屋に閉じこもってはさらに泣いていた。				否認する。	否認する。	否認する。	

時系列表

年月日	原告の主張				被告らの反論			
	被告A	被告C	被告B	学校（被告さいたま市）	被告A	被告C	被告B	学校（被告さいたま市）
H15.11乃至 12	被告Aが、ある男子生徒に「（原告）がお前の絵の具入れをあさっていたぞ」と嘘をついたことにより、当該生徒が原告を怒り、原告が絵を描いている最中に原告の衣服の上下と手に絵の具をつけたことがあった。			左記事件について、原告の母親が担任に電話を入れたところ、担任から「図工は教えていない、学校は関係ないので親同士で話し合ってください」と言われ、被告Aと当該生徒の電話番号を聞いた。この件についても被告Aの母親から詫言状と3000円分の商品券が届けられている。また、被告Aも二度とやらない旨を誓っていた。	当該生徒（Aとする。）が原告を怒り、原告が絵を描いている最中に原告の衣服の上下と手に絵の具をつけたこと、被告Aの母親が3000円の商品券を届けたことは認めるが、その余の事実は否認若しくは不知。 Aが原告に対して怒った経緯は、被告Aが別の生徒（Bとする。）から原告がAの絵の具をあさっていると聞き（被告Aは見えていない）、そのことを被告AがAに伝えたところ、Aが原告を筆でついて、スカートに絵の具がついたというものであり、被告Aの嘘がきっかけになったわけではない。G先生が原告のスカートを洗っていた。その後、親同士で話し合うことになったが、被告Aの親は、Aの親から勇暉が前述のような話をしなければ、こんなことにならなかったと言われ、3000円の商品券を届けている。			生徒が絵の具を原告の衣服につけた事件があったことは認めるが、平成16年3月である。
H15.10 社会科見学の日		学校の社会科見学の日、クロネコヤマトに行き、シートを敷いて昼食を摂っていたところ、被告Cが原告の靴を取っていったという事件があった。				社会見学の際に、このような事があったことは認めるが、それは学校で原告と被告らが話し合いをする前であった。したがって、時期が異なる。また、被告Cは、社会見学の際、原告の靴だけでなく、他の女子の靴も取っている。	不知。	

時系列表

年月日	原告の主張				被告らの反論			
	被告A	被告C	被告B	学校（被告さいたま市）	被告A	被告C	被告B	学校（被告さいたま市）
H15.11頃	<p>原告は、平成15年11月に上記の給食時の決まりができた以降（原告の母親は、この決まりができたのは小学5年生の2学期末であることを、担任G教諭から聞いた。）、学校の給食時に、ほぼ毎日のように被告Bら3人から、いいがかりをつけられ、原告が給食のきまりを破るようにしむけられた。そのたび毎に、原告は担任に対して、なぜ自分が給食のきまりを破ったのかの説明をしなければならなくなった。被告Bら3人は、発覚した時は、担任の前で謝るものの、次の日も同じいじめを繰り返していたのである。被告Bら3人が日直の担当の時は、日直が給食の決まりを破ったか否かの監視役であったことから、被告Bらは、日直である立場を利用して原告に対する嫌がらせはエスカレートした。また、被告Bらが日直の担当でない日であっても原告に対する嫌がらせは続いていた。</p>			<p>訴外G教諭が担任の原告らのクラスでは、給食の時間になり、班で給食をとるために机を向かい合わせの状態とした以降は食べ始めの5分間までは、しゃべってはいけない、歩いてはいけない、騒いではいけない、というきまりがあった。班が給食をとる用意が出来た時に、日直が監視し、準備がよい班を指定することになっていた。日直の指定を受けた班は給食を取りに行くことが出来た。全班に給食が渡ったら、日直が「いただきます」と言い、G教諭が「はい」というまで、生徒達は給食に手を付けてはいけないことになっていた。さらに、食べ始めから5分を経過した時点では、話をしてもよいことにはなっているが、同じ班の人以外とは話をしてはいけないことになっていた。また、同じ班の人と話をする際にも、声を落として話さなければならなかった。また、食べ始めの5分間を、担任あるいは日直が延長することもあった。</p>	<p>否認若しくは不知。</p>	<p>否認若しくは不知。</p>	<p>否認若しくは不知。</p>	<p>学校（被告さいたま市）</p>

時系列表

年月日	原告の主張				被告らの反論			
	被告A	被告C	被告B	学校（被告さいたま市）	被告A	被告C	被告B	学校（被告さいたま市）
				原告のクラスでは、平成15年11月、給食の決まりを守らない生徒に対しては、日直が監視をして、その生徒を廊下で食べるように指示するという決まりができた。その決まりができてから、その決まりに違反したということで、何人も生徒が廊下で食べることになった。廊下で食べることになった女子生徒の中には、廊下で泣き出す者もいた。廊下で給食を食べることは、当然、他のクラスの生徒や教員の目にするところとなる。したがって、この制裁は一種の「みせしめ」のようなものであった。この決まりについては、他のクラスの教員も知っていたが、この決まりを止めさせるような、何らの働きかけもしていない。				
H16.5	原告が欠席をしたことから、平成16年5月給食の準備時間中、友人の女子生徒（以下、Kとする）から「休んでいた分の勉強を教えてあげるね。」と言われたので、返事をした。原告もKも席に座っていた。 被告Bら三人は、原告とKが給食の決まりを破ったとして、Kと原告の机を教室から出そうとした。 しかし、原告とKは、彼らから机を運ばれることが嫌だったので、自分達で机を運んだ。この時、被告Aもしゃべったにもかかわらず、被告Aは、自分がKの机を廊下に出す替わりに見逃してくれるように被告Cに頼んでいた。 これに対し、被告Aがしゃべったことを、Kが担任に言いに行ったところ、担任から被告Aに対して「そうなの？」と事実を有無を問われたのに対し、被告Aは「そんなこと言っていない」と担任に嘘をついた。 その後、被告Cが原告の机だけを引かずって図書室の奥の方まで持って行った。原告は、「やめて！」と言ったが、被告Cは「お前は、Kと廊下でしゃべるから」と言って原告の制止を無視した。 原告は、このとき初めて廊下へ出されたが、同じ時に廊下へ出された男の子同士は、廊下でよくしゃべっていたということである。つまり、被告Bらは、原告だけが狙い打ちをされるように制裁を加えたのである。 原告は、机を図書室へ持って行かれたことから、泣いてしまった。そのため、Kが、担任に原告の机が被告Cによって図書室に運ばれたことを話したところ、担任はようやく図書室に行き、被告Cに原告の机を元に戻すように命じた。 原告が、廊下で泣いていたところ、その姿を被告Bが他のクラスメートに見せようと窓をわざと開けた。 他のクラスの女子生徒がその様子を見て、「どうしたのか」とKに聞いていた。また、被告Bも他のクラスの男子生徒と話をしていた。しかし、被告Bに対しては、きまりを破った事による何らの制裁も与えられなかった。 そのため、原告は、自分だけが「給食の決まり」をやぶったとして制裁を受けさせられていることに強い憤りを感じた。			その後、給食の時間が終わり、クラスで「ごちそうさま」の礼をした後に、廊下にいる原告の所に担任が来て「何が嫌だったの？」と聞いた。原告は、被告Aが自分がしゃべったことを、被告Cに見逃すように言った話を再度担任に話したところ、担任はそのことには答えず「牛乳だけでも飲みなさい」と言った。担任は、原告が不当にも給食の決まりを破ったと言いがかりをつけられたことを認知しながら放置したのである。 お かず係の女子生徒3人が原告の所に来て「後でお腹がすいちゃうよ。少しでも食べたら？」と言ってくれたが、原告は、食べられなかった。そこで、女子のおかず係が給食室にさげる時、原告の食べられなかったおかずの中身をあけて一緒に持って行ってくれた。	否認若しくは不知。 なお、被告Aは日直ではなく、当時の状況は、原告とKが2人だと話することから廊下の水槽を挟んで2人の机を離して置いたに過ぎず、原告の机を図書室にまで運んだことはなかった。	否認若しくは不知。 被告Cは、まず、原告と友人が話をしているのを聞き、その後、廊下でも原告が他のクラスの生徒と話をしていたことから、2回しゃべったことを理由に廊下で食べるように言った。原告と友人は廊下に出たものの廊下でも喋っていたことから、2人の席を離し、原告の机を被告Cのクラスの隣にある図書室の前に移動した。原告が泣いているのは見た。	否認若しくは不知。 なお、被告Bが窓を開けたことは認めるが、G先生に「B君開けなさい。」と言われたので開けたものであった。	給食時に原告が廊下で給食を食べることになり、廊下で泣いていたことは認める。

時系列表

年月日	原告の主張			被告らの反論			
	被告A	被告C	被告B	被告A	被告C	被告B	学校（被告さいたま市）
			<p>すると、担任がクラスに対して話があるということで、原告は教室に机を運んだ。教室の中では、原告の机だけに給食のお盆が乗っていた。お盆の中にはおかず入れや、牛乳などが入っていた。他の生徒は食べ終わり、これから昼休みだというのに、原告だけがただ一人給食が終わっていない状態となった。それを知っているにもかかわらず、担任は全く知らぬ顔であった。原告は、恥ずかしさとくやしさと気持ちがいっぱいとなり、一人で昼休みであるにもかかわらず片付けに行かなければならなかった。</p>				
H16.5	<p>前項同日、マスクが見あたらないので、担任と日直の許可を得て廊下にある給食袋を見に行ったことがあった。すると廊下で偶然にも他のクラスの女子生徒から、その日に一緒に帰ることができるかを尋ねられたので、原告がその返事をして教室に戻ったことがあった。ところが、教室に戻ったところ、被告Cがその日の日直であったために、被告Aと被告Bが原告に対して、これで2回注意されたとして「廊下に出て食べる」と言った。担任から「廊下でしゃべったの？」と聞かれたので、原告は「はい」と返事をした。ちなみに、原告に話しかけたこの女子生徒は、原告のクラスの給食のきまりを知らなかった。</p>				否認若しくは不知。	否認若しくは不知。	否認若しくは不知。
H16.4～5			<p>被告Bは、原告が給食を食べている最中に、原告が属している4人（ちなみに、被告Bもこの班の中にいる）の班の中で一番食事が遅い人が全員の片づけをしろと言ってきたことがあった。そして、原告がまだ食べているおかず入れの上に、他の3人のお皿を乗せるような仕草を何度もしたり、原告に対して「早く食べろ」と何度も急かしたことがあった。被告が早く食べることも、他の3人の分の片づけをすることも拒否したところ、「そんなのお前ずるいじゃん!!」と逆に怒ってきたことがあった。このように被告Bは、全く根拠のないいいがかりで被告に対する嫌がらせを日常的にしてきた。</p>			否認する。	不知。

時系列表

年月日	原告の主張				被告らの反論			
	被告A	被告C	被告B	学校（被告さいたま市）	被告A	被告C	被告B	学校（被告さいたま市）
H16.5.17			平成16年5月17日、原告が学校に行かないと大泣きをしたことから、母親が電話で担任に連絡したところ、担任は事実関係を確認することを約束した。その後、被告Bらはいじめを担任に認めたとのことでした。同時に、被告Bらは、「言えるものなら言ってみろ」という発言もしたとのことだった。		否認若しくは不知。	否認若しくは不知。	否認若しくは不知。	原告の母親から担任の自宅へ電話があり、いじめの事実を調べて欲しいと求められたので、担任が事実関係を調査する旨約したことを認め、その余は不知。
H16.5				平成16年5月、校長は、「ただのじゃれあいなので、親への連絡はしません。」と発言をし、学校での話し合い、被告Bらへの直接の訪問、電話も学校側によって禁止された。その後、何らの進展もなかった。原告は、ショックのあまり、食欲が減退し、自殺をほのめかすようになった。そのため平成16年5月からずっと、原告の母親は心配をし仕事を休んで、原告に付き添わなければならなくなった。また、母親が外出する際には、原告の姉に依頼をして原告に付き添ってもらっていた。	不知。	不知。	不知。	平成16年5月、校長が原告の母親へ電話し、いじめの事実が確認できず、その保護者との協議はさらに調査した上で検討する旨伝えられた。これに合致する限度で認め、その余は知らないし争う。
H16.5～6				平成16年5月から6月にかけて、担任と原告の友人が「（原告が）学校に来れるかどうか」と言って原告を訪問したことがあった。しかし、その際にも、原告は号泣して彼女に会うことができなかった。原告の精神状態は不安定な状態が継続していたが、友人から電話をもらうようになってから、少しずつしゃべることができるようになった。				

時系列表

年月日	原告の主張				被告らの反論			
	被告A	被告C	被告B	学校（被告さいたま市）	被告A	被告C	被告B	学校（被告さいたま市）
				その後、土日に、訪ねてくれる友人もおり、また、毎朝、ランドセルを背負ったままで原告宅へ集団登校で登校せず直接訪問し登校するように担任がクラスの女子2名に命じ、その為の遅刻はよいとしていた。しかし、原告は外出等ができない状態の日が続いていて、直接会う事ができない為、母親がいつも謝り行けない事を告げるしかなかった。もう来てもらっても登校できないから先生に断つてとその2名に言うが、それでも頼まれて毎朝来てくれるのを断る事が母親の苦痛になった。				
H16.9	6年2学期頃から原告が学校を休むたび、原告は、被告Aから「ズル休み」と言われた。				否認する。			不知。
H16.9	その後、原告は、被告Bら3人から、「デブ、体面積とり過ぎ、（原告）の体重は〇kg、二度とズボンはいてくん」と、原告の体の特徴を執拗に言われ続けたことである。そのことにより、原告は非常なショックを覚え、精神的なストレスは甚だしかった。				否認する。	否認する。	否認する。	争う。
H17.5			平成17年5月頃、被告Bが同中学校の廊下において原告とすれ違いざまに、何の理由もなく原告の胸部を思い切り肘で殴ったことがあった。 そのため、原告は小学校時代のいじめを思い起こし、非常な精神的なショックを受けた。その後、原告は、何とか通学をしていたが、学期末試験後に精神の緊張の糸が切れてしまい、再び不登校になってしまった。				否認若しくは不知。前述のように、被告Bは、1回目の話し合いの後は、原告に関わらないようにしていたので、このような事実はない。	不知。